



発行所 大阪府農業会議 大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階 電話 直通 06(6941)2701~2 http://www.agri-osaka.or.jp 発行人 中谷 清

# きつかけは座談会

## 泉佐野市若手農家がマルシェ

泉佐野市北中地区では、今年5月から地元若手農家7人で「きたなかマルシェ」をスタートさせている。地元農家に加え、泉佐野市農業委員会(勝間富士男会長)、泉佐野市、府土地改良事業団体連合会等が参画した座談会を通して企画されたもの。



泉州水なすやトマトなど旬野菜を求める客で賑わった

同地区では、地域農業を活性化するための座談会を昨年12月から3度にわたり実施。耕作や水利の話だけでなく、地域住民との共生という市街地ならではの課題も議論し、自分たちが地域農業の活性化のために出来ることを形にした。

まず、北中マルシェ実行委員会を立ち上げ、具体的には自作の野菜を持ち込むマルシェを毎月第2金曜日の朝に開催。7月12日の第3回マルシェでは、30品目以上の旬の野菜を集め、63人の地域住民が訪れた。店頭に立った農家も「単純に野菜を売る場ではない。地域住民とのコミュニケーションを図る大事な機会だ。地域の魅力を住民に伝えたい」と気合が入る。

この取り組みにはJA大阪泉州も全面的にバックアップしている。開催場所の提供や、移動販売車など連携も細やかに積極的にサポート。特にJAの顔なじみの職員が常連客との繋がりを作ってくれたことが大きな助けとなった。

マルシェの今後については、「細く長く継続して取り組み、地域に愛され根付くようにしたい」とマルシェ実行委員の赤坂氏は語る。



マルシェを盛り上げようと、若手農家らの議論も白熱する

### 座談会の成果の一つ

#### 今後課題検討の場

同市農委の勝間会長は、このマルシェについて「座談会で地域農業の課題を掘り下げ、その一つの答えとして前向きに取り組んでもらっている」としており「担い手不足・高齢化など農業を取り巻く環境が厳しい中で、座談会の開催等を進め、地域農業の将来につながるよう引き続き農業委員会の役割を果たしていきたい」と話す。(沼田)

年金のお受け取りはJAで

JAバンク大阪(JA/信連)

JAバンク大阪へ 検索

### 主な記事

- ◎(特集)大阪型農地利用の最適化に向けて「2」4面
- ◎7割が特定生縁指定を希望……5面
- ◎農業経営に関わるリスク対策を……6面

## 風速計

人類を最初に月に着陸させたアポロ11号。快挙から7月20日で50年が経過した。コンピュータ制御の様々な安全装置が

備わっているも、宇宙飛行士の訓練は過酷を極める。政府は75歳以上の高齢ドライバー専用の運転免許を作る方針だ。自動ブレーキ、踏み間違え防止など安全機能付きの車に限定。しかし、操作が容易で一層運動神経が鈍くなるならいか。自動変速機より手動変速機での実技試験を義務づけるべきだ。平成30年度食料・農業・農村白書は、「現場への導入が進むスマート農業」で、自動走行トラクターやリモコン式自走草刈り機などを解説。しかしロボットやドローンにはあくまでも作業を楽にする「手段」で、あらゆる課題が解決できる訳ではない。◆科学技術一辺倒では問題解決どころか却って根本的な問題を曖昧にしてしまう。人類最初の月面着陸から50年。進歩しないのは私たちの思考パターンかも。(鈴木)

(特集)「大阪型農地利用の最適化」に向けて

# 「大阪型農地利用の最適化」に向けて

改正農業委員会法が施行され、4年目を迎えた今年、5月に農地中間管理事業関連法が改正され、6月26日には農林水産省経営局長通知「人・農地プランの具体的な進め方について」が発出された。

そこで、この法改正と通知で明記された農業委員会の役割を改めて確認する。

また、平成30年度の農委活動の点検評価と組織運動「大阪農業リフレッシュ運動」の取組状況がまとまったので、その概要を紹介する。

## 「人・農地プラン」推進で通知 農委に大きな役割

農地中間管理事業関連法が今年5月に改正された。今回の改正のポイント①地域における農業者等による協議の場の実質化(「人・農地プランの実質化」、②事業の仕組みの改善、③農地の利用集積・集約化を支援する体制の一体化、④担い手の確保等の措置の4点となっている(表「農地中間管理事業5年後見直しのポイント」参照)。「人・農地プランの実質化」では、地域の話し合い活動の

活性化のため、農業委員・推進委員が地域の協議の場へ積極的に関与することが法令で明確にされた。事業の仕組みの改善では、借受けと転貸とを一括して市町村の集積計画で行える仕組みを創設するなど、農地バンクの手続きを簡素化した。

### 人・農地プランとは

「人・農地プラン」とは、農業者が話し合いに基づき、地域農業の中心となる経営体や地域における農業の将来のあり方などを明確にして、市町村が公表する計画。

### 農地中間管理事業5年後見直しのポイント

項目	主な内容	施行時期	
1	地域における農業者等による協議の場の実質化(「人・農地プランの実質化」) ①アンケートの実施(5年から10年後の農地利用意向) ②現状把握(年齢階層別の就農や後継者の確保状況を地図で把握) ③中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成	6月26日 通知施行	
2	事業の仕組みの改善 ・借入・転貸手続の一体化 →集積計画一括方式(集積計画のみで権利設定可能に) ・配分計画の縦覧および利用状況報告の廃止	今秋施行	
3	農地の利用集積・集約化を支援する体制の一体化 円滑化団体との一体化(JA等が配分計画原案作成できる仕組み、農地バンクの事業実施地域拡大等)	来春施行	
4	担い手の確保等の措置	① 認定農業者を都道府県等が認定の仕組み	来春施行
		② 農地所有適格化法人の常時従事要件の特例的緩和	今秋施行

### 実質化の3要件

「人・農地プラン」の実質化の要件として、①地区の相当部分において農地利用に関するアンケートが行われていること、②後継者の確保状況など農業者

の現況が地図で把握されていること、③農地の集約化に関する将来方針が作成されていることと定義。農業委員会に対しては、①対象地区の農業者に年齢や後継者の有無、農地利用の意向などの

アンケートを実施すること、②地図化にあたり、農地の利用状況や意向などの情報提供、③農業委員や農地利用最適化推進委員による地域の話し合いの場へ求められている。(北川)

農業委員・推進委員が協議の場へ積極的に関与することを法令で明確化

☆今回の改正で新たに、今使われている農地を対象に  
・意向調査を戸別訪問または郵送で実施。  
・話し合いの場に農業委員、推進委員が積極参加し、農地台帳等のデータ提供、コーディネーター役など担う。  
★農地利用の最適化=意向把握+話し合い活動

# 大阪農業リフレッシュ運動結果

## 指針策定、話し合い参画が課題

### 大阪農業リフレッシュ運動・取組状況の概要

取組内容	実施数(農委)	割合(%)
農地利用最適化指針の策定	18	38.1
地域の話し合い活動への参画	11	21.4
生産緑地説明会等の実施	25	52.3
担い手への経営改善支援(研修会)	8	19.0
就農相談活動	16	38.1
市民農園、福祉農園等の推進	16	38.1
学校給食への地元産農産物導入促進	21	50.0

改正農業委員会法第7条で位置付けられた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を

「策定済み」の農業委員会は約4割の18農委(吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、高石市、田尻町、岬町、岸和田市、泉佐野市、泉南市、阪南市、河内町、千早赤阪村、富田林市、河内長野市、八尾市、門真市、交野市)となった。「策定予定」の3農委(摂津市、貝塚市、柏原市)とあわせて、47・6%が

最適化指針を策定することになる。一方、残り半数の農委で策定を進めることが今後の課題だ。  
農地中間管理事業5年後見直しでも法令で明確化された、地域の話し合い活動への参画については、11農委(26・2%)が実施。  
富田林市農委では農業委員会

が須賀・伏山、嬉、喜志、東條、西板持の5回にわたり地区座談会を実施。大阪府や府みどり公社、JAの参画を得て、それぞれの地区の課題等について意見交換。泉佐野市農委は泉佐野市・安松土地改良区などと連携して集落座談会を3回実施。都市農業振興策などで意見交換が行われた。

### 特定生産緑地指定、JA等との連携重要

#### JA等との連携重要

生産緑地制度改正や都市農地の貸借の円滑化に関する法律に関する説明会を開いたのが25農委(59・5%)。うち市都市計画

担当課やJAと連携して実施したのは7農委にとどまっている。  
今後、特定生産緑地指定に関する相談対応が本格化していく中、関係機関・団体との連携を密にした指定促進の取り組みが重要となっている。

担い手への経営改善支援の一環として研修会を実施したのは8農委(19・0%)。  
新規就農者や就農希望者への相談活動については、16農委(38・1%)が実施。利用権設定に関する相談対応が主な内容となっている。

### 学校給食へ地元産農産物導入など支援

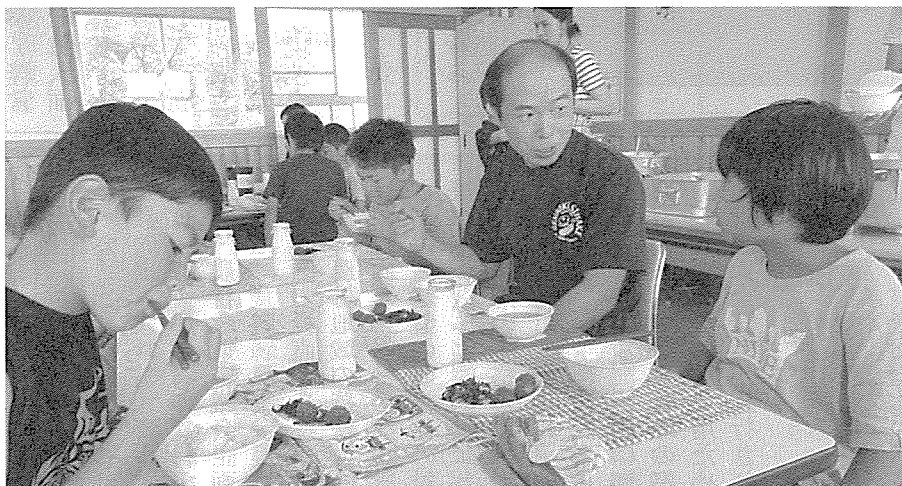
#### 導入など支援

地域住民の農業理解促進のための取り組みに関しては、「市民農園、体験農園、福祉農園等

の推進」(16農委、38・1%)、「防災協力農地登録制度」(6農委、14・3%)などとなった。「食農教育」の推進では、「学校給食への地元産農産物の導入促進」(21農委、50・0%)が

最も多く、次いで「農業体験学習の指導」(31・0%)となった。吹田市農委など4農委では、市の「農業教育連携協議会」に参画している。

(北川)



「高槻産農産物の日」(7月9日)での農業委員と小学生との交流(高槻市立清水小学校)

(特集)「大阪型農地利用の最適化」に向けて

(特集)「大阪型農地利用の最適化」に向けて

# 24農委、利用集積で実績

## 30農委活動点検評価

農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「平成30年度農業委員会における農地等の利用の最適化の推進状況及び事務の実施状況」結

果がこのほどまとまった。担い手への農地の利用集積で新規の実績をあげたのが府内42農委のうち24農委。集積実績面積は700・70畝でうち新規実績面積は52・89畝となった。

遊休農地の発生防止・解消への取組については、13農委が解消実績をあげ、昨年度と比較して19・85畝の遊休農地が減少した。これにより、遊休農地面積は153・79畝となった。6農委が年度当初に立てた解消目標を達成している。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、過

去3年間の参入実績数が7経営体減少しているものの、算入面積は32・8畝から39・18畝へと6・38畝増加した。具体的な取り組みとして、新規就農希望者と貸付け希望者とのマッチングを随時実施したり、農地あっせんに伴う現地説明会を行うなどの活動が報告されている。(北川)

### 集落座談会のポイント

#### 参加者全員が発言する座談会に

##### 茨城県東海村農委等が実践

農業委員会組織において課題となっている「地域の話し合い活動への参画」については、全国各地で取り組みが進

められているところである。この地域の話し合いを有効に進めるための一つの手法として、茨城県東海村など一部の農業委員会では「MFAMソッド(注1)」が導入されている。

MFAMソッドは、「ファシリテーター(注2)」が進行役を担い、「参加者の主体性を引き出すこと」を重視している。

具体的な手法としては、4〜5人程度のグループに分かれ、①参加者が付箋にアイデアを書き出す、②アイデアを書き込んだ付箋を順番に模造紙に貼り出す、③グループで話し合いながらアイデアを絞

り込む、④全体でアイデアを発表する、⑤発表をもとに投票し決定するという手法で行われる。これにより、参加者全員の考え方が視覚化され、それを投票することでアイデアの合意を図ることが出来る。

こうした会議の前段として、地元の実態を把握している「コーディネート」による関係者間の課題・方向性の共有などの調整が必要となる。先般の

機構法改正に基づく通知では、農業委員会委員及び事務局もこのような役割が求められることとなっている。

(注2) 中立的な立場から(合意形成型) 会議を円滑に進める進行役

以上は、会議の進め方の一例であるが、農業委員会には話し合いの場を通して地域の合意形成を図ることが求められている。農業会議では引き続き、農委に対し、地域の話し合いの開催に向けた支援・情報提供を行っていく。

(沼田)

(注1) 「一般社団法人会議ファシリテーター普及協会(MFA)」が提唱する会議を進める手法



### 月間農政ファイル

6・21〜7・20

6・27 農水省の食料・農業・農村政策審議会企画部会は、食料・農業・農村基本計画の見直しを巡って議論。農村地域の持続可能性を懸念する意見が相次ぎ、生産基盤の弱体化の対策等について論点をまとめ、秋以降の本格審議に反映させる方針。

7・1 ため池所有者らに都道府県への届出に加え、補強対策など管理の努力義務を課す「農業用ため池管理保全法」が施行された。

7・19 農水省は、「平成30年農作物価指数」を公表した。農産物全体の価格指数は111・8(平成27年=100)で、前年に比べ3%上昇した。畜産物等の価格は低下したが、主食用米からの転換で米の超過作付が解消されたこと、平成29年秋の台風被害やその後の低温に伴う生育不良により野菜の価格が上昇したこと等が原因。

# 納税猶予関連事務の適正実施を

## 国税局と情報交換

近畿府県農業会議は7月5日、大阪市内で大阪国税局との相続税等納税猶予関連情報交換会を開き、関連事務の適正実施に向けて意見交換した。

近畿管内の農地等相続税納税猶予管理件数は、昨年6月末時点で1万4705件あり、猶予税額は4792億円となっている。府県別では大阪府が最も多く、5929件、1927億円。

29年7月～30年6月までの相続税納税猶予発生件数は454件、猶予税額は82億円。

また、国税局は管内の納税猶予を受けた全ての農地等を担保した事案(全部担保事案)について、7月以降に利用状況の照会を実施。

今年の対象は、贈与税が昭和53・56・59・62・平成2・5年の全部担保事案。相続税は平成2・5年に相続開始があった全部担保事案となっている。国税局からは、①適格者証

明、引き続き農業経営を行っている旨の証明等の発行に際して現地確認の徹底、②農地等の異動事実を把握した場合は速やかに税務署へ通知すること、③発行した適格者証明書の控えの保存と台帳の整理、④特例農地等の利用状況照会等で税務署から協力依頼があった際の対応について、農業委員会への要望があった。

### 利用状況は個別確認が最多

農業会議は情報交換会に先立ち、農委等を対象に「相続税等納税猶予関連事務等に関するア

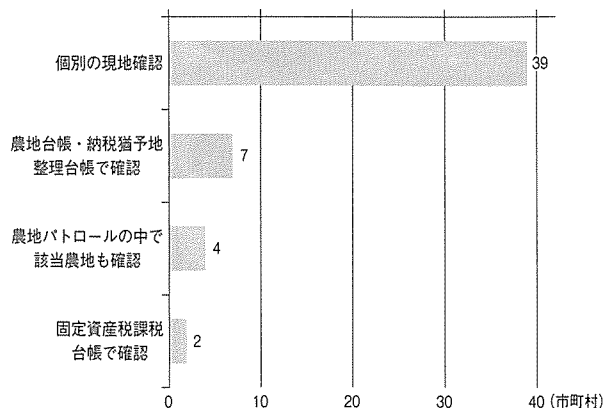
ンケート」調査を実施した。

税務署から利用状況照会があった案件についての確認方法(複数回答)では、個別の現地確認(39件)が最も多い結果となった。

また、納税猶予適用農地の利用状況把握については、「把握できている」と「ほぼ把握できている」を合わせて100%であった。

(田村)

利用状況の確認方法



# 7割が特定生産緑地を希望

## 「他市同様、300平方メートルに」生緑アンケート

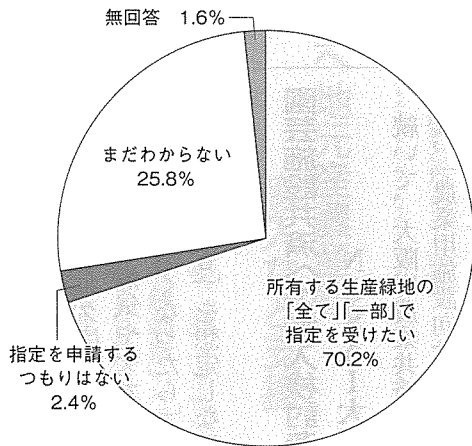
農業会議が生産緑地制度説明会への参加者を対象に実施したアンケート結果によると、約7割の人が「特定生産緑地の指定を受けたい」と考えていることがわかった。

アンケートは、岸和田市(7月5・7日、回答数78)と吹田市(7月8・9日、回答数32)、泉佐野市(7月23日、回答数14)で実施。市都市計画担当課や

農業委員会、JA、実行組合などの協力を得た。生産緑地制度の改正により、指定後30年を経過した生産緑地地区については、買取り申出可能時期を10年先送りする「特定生産緑地制度」が創設されている。

この「特定生産緑地」の指定を受けたいとする回答が「所有する生産緑地の全て」「一部」をあわせて70・2%、次いで

特定生産緑地指定の意向について



「まだわからない」(25・8%)の順となった。一方、「申請するつもりはない」はわずか2・4%にとどまった。

昨年、生産緑地の貸し借りを円滑に行うための法律が成立し、市及び農委の決定を経て、生産緑地を貸し付けても離作補償の必要はなく、また相続税納税猶予が引き続き適用されるようになっていた。

相続税納税猶予の適用を受けた生産緑地の貸し借りについてたずねたところ、「貸し付ける意向はない」(34・7%)、「まだわからない」(33・9%)とする回答が目立った。

一方、「所有する生産緑地を貸したい」は全部、一部をあわせて11・3%にとどまった。生産緑地指定の下限面積を

300平方メートルに引き下げている岸和田市では、追加指定についても聞いた。「まだわからない」(35・9%)、「追加指定を受けたい」(24・4%)、「該当する農地を所有していない」(21・8%)などとなった。

今後も引き続き、生産緑地として農業を続けていくために必要な支援策については、「他市と同様に(生産緑地指定の下限面積を)300平方メートルに引き下げてほしい」「道路がないため農機具の出し入れに大変困っている」などといった声が寄せられた。

(北川)

# 農業経営に関わるリスク対策を

## 農業経営改善研修会

大阪府農業経営者会議と大阪府農業法人協会は7月16日、大阪市内・大江ビルで「さまざま

な経営リスクに備える」をテーマに研修会を開いた。

### まずはリスクの認識を

#### 全共連大阪府本部

研修ではまず、全国共済農業協同組合連合会大阪府本部普及部より「農業経営を取り巻く様々なリスク」について説明。

「農業を営むうえで発生するリスク」として、農作業中のケガ、自動車事故、農業用施設の損壊、出荷した農産物の回収、第三者への賠償、貸し倒れ等が

挙げられる。

また、「日常に潜むリスク」として、自身の死亡、病気やケガによる就農不能、現金盗難、顧客情報漏えい、「(法人等の)農業経営を取り巻くリスク」として経営者の死亡、労働災害などが考えられる。

まずは自身の経営に起こりうるリスクを認識し、対応する保険や共済などで、必要に応じて対処することが重要である。

### 「農の雇用事業」研修レポート

#### 家庭を持つ社員を雇用する責任

##### 岸和田市・(株)きしかん

「うちの従業員は皆、家庭を持つ年頃。農業で家族を養い、週に2日休み、福利厚生を整えようとすると、一人一人の能力開発が肝心だ」と話すのは岸和田市の(株)きしかんの代表取締役・藤原真央さん(35)。

(株)きしかんは岸和田市の山側に位置する観光農園。約70haの農地に、いちご、水なすを

「農作業中のケガ、起こらないとはいえない」「農業用施設に関するリスクに備えていなかったら」「病気やケガで農業を続けられなくなったら」といった「もしも」を想定しなければならぬ。

### 園芸施設共済への加入検討を

#### NOSA I 大阪

続いて、大阪府農業共済組合より、「農業用施設向けの制度」について説明した。

農業共済制度は農業者の相互扶助を基本に、農業保険法に基づいて実施されている国の災害対策制度。農業者の負担を軽減するため、掛金の約半分を国が負担する。対象となる災害は風

水害、雪害などの自然災害や病虫害、火災や鳥獣害など。中でも、「園芸施設共済」については、200平方メートル以上のビニールハウスや100平方メートル以上のガラス温室であれば加入可能。基本的に所有する全ての施設を加入する必要があるが、今年6月からは耐用年数の2.5倍以上経過した施設は除外可能となっている。

共済掛金の額は、骨格材、被覆材、面積、設置年数、補償割合(40〜80%で選択)などから算出し、補償額(共済金額)は施設の評価額及び補償割合から算出する。

また、共済金支払い条件を①時価損害額が3万円または時価

額の5%のいずれか低い額を超えた場合、②時価損害額が10万円を超えた場合、③時価損害額が20万円を超えた場合の中から選択でき、①→②→③の順に掛金が安くなる。

このほか、生産出荷団体等による集団加入での掛金割引制度や、収入保険制度による収入低下時の補てんの仕組みもあり、詳細は最寄りの農業共済組合へ。

近年は自然災害が近畿地方を襲うことも増え、昨年7月の豪雨や9月の台風21号も記憶に新しい。南海トラフ地震の発生も想定される今、「もしも」に備えるべく、身近なリスクを確認し、共済・保険を見直すことが必要だ。(田村)

#### 研修生たちは「上下の風

通しの良い社風」「新人の意見も聞いてくれる」「社員同士、歳も近いし仲間意識が強い！」と話しており、採用の多くは社員が社員を呼ぶ人とのつながりからだ。

藤原代表は「それぞれの強みを生かして、各自研修期間中に能力を磨いてもらいたい。そうなれば、会社も皆の家庭も安定するはず」と期待を寄せている。(辻井)



研修指導者3人と研修生5人。大家族のような総勢8人。

# はじめの一步村開村

## 就農へ向け意気込み語る

7月20日、新規就農「はじめの一步」村開村の開村式が堺市南区内の畑で開催され、30〜50代の研修生9人が就農に向けた第一歩を踏み出した。

「入村」した研修生らは令和2年3月までの約8ヶ月間、研修場で栽培指導を受けるほか、近隣農業者による研修や販売演習などを通じて就農への歩を進める。

開村式当日、研修生らは1人ずつ決意を表明。「しつかり学

## 新団体会員代表者紹介

### 畜産会から小西氏

一般社団法人大阪府畜産会の役員改選により、新たに小西亨氏が6月26日付けで会長に就任した。

小西氏は、就任日と同日付けで畜産会からの届出により、府農業会議の団体会員代表者に就任した。



んで農のプロになる」「ニッチ野菜王になる」「家族で農

村カフェを営む第一歩としたい」など抱負を語った。

はじめの一步村は大阪府とJAグループ大阪が2年前から取り組んでおり、昨年、一昨年は富田林市内で実施した。

(田村)



研修生らはそれぞれの目標への第一歩を踏み出した

## 第40回常設審議委員会

大阪府農業会議は7月18日、

大阪市内・JABバンク大阪信連事務センターで第40回常設審議委員会を開いた。

第1号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に回答する件(島本町、高槻市、茨木市、和泉市、田尻町、貝塚市、泉佐野市、泉南市、堺市、富田林市、松原市、枚方市農業委員会会長) 21件

報告事項として、人・農地プランの具体的な進め方について説明した。

回答の内容は次のとおり。

### 【第1号議案】

件数 面積(平方メートル)

(2万4355平方メートル)及び、第2号議案の農地

法第18条の規定に基づく意見聴取に回答する件(大阪府知事)

1件については、許可やむを得ないと認め、回答することを議決した。

報告事項として、人・農地プランの具体的な進め方について説明した。

### 【第2号議案】

件数 面積(平方メートル)

第4条	4	2165
第5条	17	2万2190
合計	21	2万4355

(農地区分別件数は、3種農地9件、2種農地11件、農用地区域内農地1件)

## 農地法関係手引きで意見交換

### 第1回業務推進検討会

大阪府農業委員会職員協議会(会長・野岸寝屋川市農委事務局長)は7月11日、大阪市内で令和元年度第1回農地法等業務推進検討会を開いた。

検討会では、まず大阪府農地法関係事務処理の手引きの

設備の下部の農地における営農状況確認要領等について協議した。

その後、農作物栽培高度化施設については、設置が必要となる標識について記載内容を協議した後、職員協議会での発行を検討することにした。あわせて、全国での同施設の届出等の状況を報告した。

(沼田)

## 自然災害にどう対処するか

### 農の匠の会総会

大阪府農の匠の会(西野孝仁会長)は、7月9日、KKRホテル大阪で令和元年度総会を開

き、前年度の事業実施経過報告、令和元年度の事業計画、収

支予算などを承認した。議案審議に先立ち、退会する会員らに大阪

府知事からの感謝状が贈られ、南部・府環境農林水産部長が手

渡した。総会終了後、出席者は「自然災害に強い農業に向けて」をテー

マに、6班に分かれてグループディスカッションを行った。

昨年の災害に際しては、「ビニールを切ってハウスを守った」「そのタイミングを見計らうのが難しい」といった意見や、「業者がなかなか来てくれない」など被災の後始末に困っ

た話などが報告された。

これまでは比較的災害も少なく「保険に入る経営者が少なかった」ことから、改めて「後悔のない判断が求められる」「特に新規就農者への支援が必要」など、農の匠らしい発言が飛び交った。(鈴木)

# 大阪版認定農業者の皆さんへ

## 3年目の経営調査を実施します

大阪府担い手育成総合支援協  
議会(府、J A大阪中央会、み  
どり公社、農業会議で構成)  
は、直近の認定から3年目を迎  
える大阪版認定農業者に「農業  
経営計画の達成状況等につい  
て」のアンケートを実施する。

調査項目は「農業経営の現  
状」、「計画目標達成のために取  
り組んだ事項」、「今後の意向と  
必要な施策」など14項目。  
今年度は28年9月及び29年3月  
に認定を受けた約550人の大  
阪版認定農業者を対象とし、8

月中旬に調査票を送付する。  
調査結果については大阪版認  
定農業者への支援活動に反映す  
るとともに、同協議会の構成機  
関・団体が今後の農業施策を立  
案する際等の基礎資料とする。  
本件に関するお問い合わせは  
大阪府農業会議(06・694  
1・2701)まで。

(田村)

## 地区連・農委研修各地で

農委・地区連等で研修会が開  
かれた。農業会議事務局が農業  
情勢と農業委員会組織の課題、  
等について報告した(①開催  
日、②説明者、③開催場所)。  
○枚方市農委(上山芳次会長)  
①7月10日、②鈴木専務理事  
兼事務局長、③同市市民会館  
○泉佐野市下瓦屋実行組合

①7月23日、②鈴木専務理事  
兼事務局長、③J A大阪泉州  
泉佐野北支店  
○豊能地区農委連合会(会長・  
阪本箕面市農委会長)  
①7月24日、②鈴木専務理事  
兼事務局長、③同市役所  
○吹田市農委(吉田俊之会長)  
①7月26日、②北川次長兼総  
務課長兼農政課長、③同市役  
所

## 随 想

直近の農林業センサス  
によれば、大阪府の農業  
経営体数は9293。経  
営耕地面積(注)は60  
13畝。お米、野菜、果  
樹、花卉・花木、穀類、  
イモ類、豆類、畜産(酪  
農、養鶏、肉用牛、養  
豚)など、多種多様な農  
産物が生産されている。  
昨年の8月31日(野菜  
の日)に、J Aグループ  
大阪が主体となって開設  
された「やるやん!大阪  
農業」(https://yaryan.  
osaka)は、大阪農業の  
新たなブランド価値創造  
と、情報発信を目的と  
し、大阪の農家100人  
のストーリーや熱意を紹  
介するウェブサイトであ  
る。



大阪商業大学経済学部

講師 中塚 華奈

## 「やるやん!大阪農業」 のライターとして

く(の農家の)協力をいただいた。  
取材を通して再確認したこと  
は、大都市圏の大阪での農業に  
は、耕作面積の狭さ、農地の点  
在、音や匂いにまつわる周囲へ  
の気遣いなど、「都会ならではの  
のやりにくさ」があることだ。

と底力があった。取材の度に、  
個々の農家もつ独特のキャラ  
クターの魅力に惹かれた。  
「なぜ大阪で農業をしている  
のですか?」という質問は、  
まったくもってナンセンス。  
「だって、ここが自分の生ま

また、昨年の台風による大打  
撃。再建にむけて頑張る姿を何  
度も目の当たりにし、心が痛  
かった。そんな逆風にも負け  
ず、大阪の農家には、農業セン  
サスのデータからは読み取るこ  
とのできない存在価値と多様性  
れたところやもん」  
都市農家の多くは、もともと  
そこで農業をしていた。周囲が  
都市化しただけだ。また、都市  
住民とは密接な関係があり、例  
えば和菓子屋の餡粕や豆腐屋の  
おからは、家畜の餌になった。  
まだトラクターのない時代、ど  
この農家も家畜商から仔牛を預  
かり、牛に鋤を引かせて、翌  
年、仔牛と交換し、現金収入を  
得ていた。し尿や糞尿は、堆肥  
として農地に還元し、収穫され  
た農産物を都市住民が消費する  
という資源循環が成り立ってい  
た。

都心との距離が近いからこ  
そ、食べる人の「声」がよく聞  
こえる。要望に応じて、生産物  
は多種多様。安心感や美味しさ  
を追求し、生産技術の研鑽にも  
努力を惜しまない。都心という  
巨大マーケットが時代に即して  
刻々と変化させてきたニーズを  
巧みに汲み取り、創意工夫して  
挑戦し続ける大阪の農家を紹介  
する「やるやん!大阪農業」の  
ウェブサイト。大阪農業のファ  
ンを増やし、大阪農業を盛り上  
げる一助になれば嬉しく思う。  
(編集部注) 府内農林業経営体が  
経営している耕地(属人統計)。  
◇筆者の紹介(なかつか かな)  
1970年大阪生まれ。大阪商業大学  
経済学部講師。博士(農学)。NPO法人  
有機農業認証協会理事長、NPO法人食  
と農の研究所理事、NPO法人日本オ  
ガニック農産物協会理事。専門は、有機  
農業、食品表示、食農教育。